

裁 決 書

審査請求人

[Redacted]

同代理人

[Redacted]

処分庁

[Redacted]

審査請求人が平成29年4月5日に提起した処分庁による生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護廃止決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が、平成29年2月1日付けで行った保護廃止決定処分を取り消す。

事案の概要

- 1 平成24年5月8日、処分庁は審査請求人（以下「請求人」という。）に対し、法による保護を開始した。
- 2 平成28年10月以降、処分庁は処分庁が実施した金融機関への預金履歴調査の結果、平成28年度の資産報告の際に未申告であった請求人名義の口座に1,318,631円の預貯金があることを確認した。
- 3 平成29年1月16日、処分庁は請求人と面談し、未申告の預貯金について、原資や使途の確認を行った。

- 4 平成29年1月17日、処分庁はケース診断会議を開催し、保護費の節約により累積した貯蓄のうち、特に用途を設けずに貯蓄した部分でもって、今後6カ月以上の最低生活の維持が可能と判断し、生活保護を廃止する方針を決定した。
- 5 処分庁は請求人に対し、平成29年2月1日付けで、保護廃止決定処分（以下「本件廃止決定」という。）を行い、通知した。
- 6 請求人は、平成29年4月5日、大阪府知事に対し、本件廃止決定の取消しを求める審査請求をした。

審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

(1) 請求人が審査庁に提出した審査請求書には、次の記載がある。

ア 請求人が、生活保護（住宅扶助）を受けるに至った経緯

(ア) 請求人は、現在、78歳であるが、請求人の生活保護（住宅扶助）の受給開始は、平成24年5月8日（当時72歳）からであった。

(イ) 請求人は、平成20年11月（70歳）まで警備員として働いていたが、年齢や健康上の理由から働くことが出来なくなったため、警備員を辞めざるを得なくなった。しばらくはささやかな預金があったので生活が出来たが、その預金もなくなってしまった。請求人は年金が1ヶ月約8万円しかなく、そのため住宅費が不足することになり、生活保護を申請した。

(ウ) 前項（ア）のとおり、平成24年5月8日から廃止される平成29年1月まで住宅扶助として、生活保護費を毎月約4万円受給してきた。

イ 請求人が預金した経緯及び理由

(ア) 請求人が、年金の支給日である偶数月に3万円から5万円（1ヶ月あたり15,000円から25,000円）を、将来の耐久消費財の購入等を考え、後記（ウ）で述べているように生活費をギリギリまで切り詰め、節約に節約を重ねながら、平成24年6月からA銀行に預金してきたものである（平成28年12月15日時点で、1,318,631円の預金額）。

(イ) 預金の具体的な用途について

請求人は、独身で一人暮らしであることから、

①耐久消費財の買い換え費用

耐久消費財（冷蔵庫・洗濯機・炊飯器・電気ポット・掃除機・ガストーブ・テレビ・ビデオ・エアコン・ベッドなど）の買い換への購入費用（約60～80万円）は必要不可欠である。

②葬式参加費用

結婚している妹が2人おり、1人（76歳）はB県、もう1人は[]内（74歳）がいて、もし亡くなった場合の葬式参加費用などに充てる費用（10～20万円）。

③不意の入院に必要な雑費

請求人は、平成28年9月27日から同年11月9日まで胃潰瘍と肺炎で入院したが、このように請求人は78歳という高齢なことからして、いつ何時入院するかも知れない不安な健康状態であることからして、不意の入院に必要な雑費等の出費が十分予想されるところである（10～20万円）

④将来の介護施設入所のための必要な雑費・経費（施設の規模にもよるが、保証金など30～100万円程度の費用が必要となる）

請求人は、78歳で高齢なことから、いつ介護施設の入所が必要となるかもしれず、そのための介護施設入所のための雑費・経費の出費が当然予想されるところである。

⑤その他、現時点で予測できないような出費

請求人は、将来の上記支出を考えてギリギリの生活をしながら預金してきたものであり、不健全な使用目的や浪費目的は全くない。これらの支出項目を考えれば、前記預金金額の131万円程度は、生活保護の趣旨に反しないことは明らかである。

(ウ) 請求人が、預金をするために生活費を切り詰めた事情

①請求人は生活保護を申請するまでは、酒やタバコをよくたしなんでいたが、生活保護を受給したときから、上記預金の目的のため酒・タバコを一切やめ、酒・タバコ代を節約したこと

②請求人は、食事代を節約するため自炊をし、外食を控えてきたこと

③賃借している自宅には風呂もないため、毎日ではなく、週1～2回程度自宅近くにある銭湯に行くなどの我慢してきたこと

請求人は、上記のようにギリギリの生活（光熱費約10,000円・食費約15,000円・銭湯代約3,000円・日用品等5,000円、その他の出費を含めて、毎月55,000円から65,000円の支出におさえている）をして、年金1ヶ月約8万円の中から、1ヶ月あたり15,000円から25,000円を預金に充ててきたものである。請求人の生活態度、そして預金目的からして、請求人は模範的な生活保護受給者と評価されるべきものであり、このような視点からしても本件廃止決定は違法、かつ社会的にも著しく不公正・不公平な処分である。

ウ 請求人の本件預金は、保護の趣旨に反しないものである

(ア) 前記したように、請求人の預金の目的は、耐久消費財等の買い換への購入資金や不意の出費等に充てるためであって、保有目的は保護の趣旨に反しないものである。これらの

費用をすべて生活保護費で賄ってくれるのであれば、不意の出費に備える預金は不必要であるが、このような不意の出費に対する支給は、極めて限定・制限されていることから、どうしても一定程度の預金は必要である。

最近（平成29年3月23日）、請求人はベッドを購入（約8万円）したが、これまでのベッドが古く、腰あたりがへこんだ状態で寝ていて腰を痛めていたが、新ベッドはそのようなことがなく、大変体が楽になり腰の痛みも取れ、よく眠れるようになったという感想を述べている。ベッド購入の例を述べたが、このように耐久消費財の購入は必要不可欠であり、そのための一定額の預金も必要不可欠である。

(イ) 生活保護受給者の預金について、秋田地裁平成5年4月23日判決は、

- ①収入認定を受けた収入と支給された保護費は、国が憲法、生活保護法に基づき、健康で文化的な最低限度の生活を維持するために被保護者に保有を許したものであって、こうしたものを源資とする預貯金は、被保護者が最低限度の生活を下回る生活を、生活保護法により保障される最低限度の生活水準にまで回復させるためにこそ使用されるべきものである。したがって、このような預貯金は、収入認定してその分保護費を減額することに本来的になじまない性質のものといえる。
- ②現実の生活の需要は時により差があり、ある時期において普段よりも多くの出費が予想されることは十分あり得ることであり、そのことは被保護者世帯も同様であるから、保護費や収入認定を受けた収入のうち一部を預貯金の形で保有し、将来の出費に備えるということもある程度是認せざるを得ないことである。
- ③生活保護費のみ、あるいは、収入認定された収入と生活保護費のみが源資となった預貯金については、預貯金の目的が、健康で文化的な最低限度の生活の保障、自立更正という生活保護費の支給の目的ないし趣旨に反するようなものでないと認められ、かつ、国民一般の感情からして保有させることに違和感を覚える程度の高額な預貯金でない限りは、これを収入認定せず、被保護者に保有させることが相当で、このような預貯金は法四条、八条でいう活用すべき資産、金銭等には該当しないというべきである。
- ④具体的な耐久消費財の購入等預貯金の目的が相当具体的で、かつ、それが法の趣旨に反しない預貯金である場合以外は、保有は許されず、将来の不時の出費に備えるという程度では足りないと主張するが、生活保護費と収入認定を受けた収入で、形成された預貯金については、前記のような源資の性格からして目的がそこまで具体的でなくとも、法の目的ないし趣旨に反しないものであれば、これを保有させるべきである。障害年金と支給された生活保護費のみを源資とするものであることは前記認定のとおりであると述べたうえ、
- ⑤結論として、「預貯金の目的が、健康で文化的な最低限度の生活の保障、自立更正という生活保護費の支給の目的ないし趣旨に反するようなものでないと認められ、かつ、国民一般の感情からして保有させることに違和感を覚える程度の高額な預貯金でない限りは、これを、収入認定せず、被保護者に保有させることが相当」として金80万円余りの預金を収入認定しなかった。

(ウ) 更には、平成27年2月10日石川県知事裁決は、「預金額約150万円について、将来への積み立てという目的があり、生活保護費を充てることが制度に反しているとはいえない」

として廃止決定を取り消した。この裁決を受け、処分庁は累積金認定による保護廃止期間の保護費1,306,989円を支給した。

エ 結論

よって、請求人の預金目的は、前記のとおり、生活保護の趣旨に反しないものであり、本件廃止決定は違法であり、取消しされるべきである。

(2) 請求人から提出のあった証拠書類には次の記載がある。

平成29年2月1日付けで処分庁が請求人に対し通知した本件廃止決定通知書には、「廃止 平成29年1月31日限り 理由 保護費の節約により累積した貯蓄のうち、特に用途を設けずに貯蓄した部分でもって、今後6ヶ月以上の最低生活の維持が可能であるため、保護を要しないと判断し、生活保護法第26条の定めに基づき、平成29年2月1日付け保護廃止決定を行う。」との記載がある。

(3) 審理員が、平成29年7月28日に受理した請求人の反論書には、次の趣旨の記載がある。

ア 本件廃止決定書の理由部分の記載は、不備で違法である。本件廃止決定書の理由欄には、次のような記載がある。

「保護費の節約により累積した貯蓄のうち、特に用途を設けずに貯蓄した部分でもって、今後6ヶ月以上の最低生活の維持が可能であるため、保護を要しないと判断し、法第26条の定めに基づき、平成29年2月1日付け保護廃止決定を行う。」

しかしながら、弁明書によれば、

「結果、1,318,631円のうち家電の買い替えのための50万円を除く818,631円を平成29年2月1日付けで収入認定を行い、同日付で生活保護を廃止することとした。」

と記載され、家電の買い替えのための50万円については、収入認定しないと決定したとあるが、請求人は、処分庁より「50万円については、収入認定しない」との説明を受けていない。請求人が説明を受けたのは、「保護廃止をするが、必要なものは購入して下さい。特に領収書は必要ありません。」というだけであった。

本件廃止決定の理由書には、収入認定をしなかった金額(50万円)を明確にするべきであり、明確にしないと具体的にどのような内容の廃止決定がなされたのか、請求人には不明となり、審査請求をするかどうかの判断も出来ない。

このように、収入を認定しなかった金額を本件廃止決定書の理由部分に明確に記載しなかったのは、明確性の原則に反し、理由に不備があり、違法である。

イ 収入認定をしなかった金50万円について

処分庁は、収入認定をしなかったのは金50万円というが、耐久消費財の購入価格の必要額について、50万円としたのは極めて安易な認定である。

請求人は処分庁に対し、耐久消費財購入に約50万円ほどが必要ということは、具体的

には説明していないと述べている。仮に、請求人が50万円程度と述べたとしても、それは一応の目安であり、それをもって50万円に限定の上、50万円のみ収入認定しないというのは極めて不適切である。耐久消費財で70～100万円程度は一般的に予測出来る金額であり、それを50万円と限定認定してしまったことは不適切である。一定程度の余裕をもたせる必要があることは言うまでもないと考える。現に請求人が、購入した耐久消費財は、下記のとおりであり、約65万円がかかっている。

- ①洗濯機 78,000円
- ②冷蔵庫 89,800円
- ③ポット 9,980円
- ④炊飯器 44,800円
- ⑤テレビ 89,800円
- ⑥ビデオ 79,800円
- ⑦電子レンジ 49,000円
- ⑧掃除機 30,000円
- ⑨ベッド 76,000円
- ⑩エアコン 99,800円

さらに、今後購入予定は、加湿器(約3万円)、扇風機(約2万円程度)、ホットカーペット(約2万円)、コーヒーマーカー(約1万円)、マッサージ器(約2万円)など約10万円を予定している。さらに、ふとん、照明器具等、その他の耐久消費財(約10万円)の買い替えも予想されるところである。

また、これらが故障した場合は(1年以内の保証期間があるとしても)10万円程度の修理費用も保有しておく必要がある。

ウ 耐久消費財の購入以外、全く認めていないのは極めて不当である。

(ア) 葬式参加費用について

請求人が、審査請求の理由で次のように述べたとおり、葬式費用を認めないのは、社会常識から判断しても不当である。

「請求人には結婚している妹が2人おり、1人(76歳)はB県、もう1人は(74歳)がいて、もし亡くなった場合の葬式参加費用などに充てる費用(10～20万円)」

(イ) 葬式費用

請求人は、請求人のささやかな葬式を妹に執り行なってもらいたいと考えているが、その葬式費用を妹に負担させることは、妹らの経済的事情などからして難しいことから、葬式費用を預金しておきたいと考えていたものである。葬儀社に確認すると、ささやかな家族葬(通夜・告別式)で、あっても30～40万円程度かかると言われている。この程度の葬儀費用を貯めておくことは、保護の趣旨に全く反しない。

(ウ) その他の不意の出費に必要な金額

これについては、前記(1)イ(イ)預金の具体的な使用についての③～⑤で述べているとおりである。

エ 上記のとおり、請求人が、年金から酒やタバコをやめるなどして節約して、毎月15,000円から25,000円程度預金した131万円程度の金額は、秋田地裁判決や、石川県知事裁決をふまえるならば、生活保護の趣旨に反しないことは明らかであり、本件廃止決定は速やかに取消しされるべきである。

(4) 審理員が、平成30年1月22日に受理した請求人の再反論書には、次の趣旨の記載がある。

ア 「本件廃止決定通知書の記載」についての反論

再弁明書によれば、処分庁は「平成29年1月16日の請求人と処分庁の担当者との面接時に、請求人が述べる家電の買い替え費用50万円を保有容認したとしても、使用目的のない預貯金が80万円以上残り、おおむね6か月を超えて保護を要しない状態が維持できる金額であるため、保護廃止となる見込みであることを説明し、請求人から理解を得ている。」と主張する。

処分庁は、請求人に対し、上記のような具体的な金額を面接時に口頭で説明したと主張するが、請求人はこのような金額の説明を受けていない。仮に受けていたとしても、請求人が、平成29年7月27日付反論書で主張したように、本件廃止決定の理由書には、収入認定をしなかった金額(50万円)を明確にするべきであり、明確にしないと具体的にどのような内容の廃止決定がなされたのか、請求人には不明となり、審査請求をするかどうかの判断も出来ない。

このように、収入を認定しなかった金額を、請求人は口頭で説明はを受けていないが、仮に受けたとしても、本件廃止決定書の理由部分に明確に記載しなかったのは、口頭で説明した、口頭での説明はを受けていないなど、争いのもとになることからして、明確性の原則に反し、理由に不備があり、違法である。

イ 「本件廃止決定の正当性」についての反論

(ア) 再弁明書によれば、「請求人は、『電化製品の買い替えには50万円程度必要』と述べた」とあるが、請求人はそのような具体的な金額は述べていない。請求人は「電化製品のほとんどが、10年以上立っているので、買い替えが必要である」とだけ述べているにすぎない。

処分庁は「要するに、本人が買い替えの具体的な金額を言わなかったので、購入額を考慮することは不可能である。」と主張しているが、それでは請求人が具体的な金額を述べていれば、その金額が合理的な金額であれば、収入の認定をしないということになったのであろうか。仮に請求人が、「当面必要なものだけを購入予定」と述べたとしても、保護廃止という極めて請求人に不利益な処分を科す以上、処分庁は今後必要なものは何かということを確認することは、極めて容易に出来るものであり、場合によっては処分庁は請求人の自宅に赴いて、今後購入すべき必要な耐久消費財はないか等を確認することも十

分可能である。請求人の代理人である小職も請求人の自宅に赴いて、今後購入すべき必要な耐久消費財を確認しているものである。

(イ) 葬儀参加費用について

再弁明書によれば、「葬儀参加費用については、請求人が述べなかったから」と主張しているが、もし、仮にその主張を請求人が述べていれば、収入認定としないということであろうか。そうであれば、このような葬儀参加費用については処分庁として、請求人に対して家族構成や年齢などを確認するなどして、容易に葬儀費用等について、聞き取りが可能なことからして聞き取りをすべきであった。

このような聞き取りもせずに安易に本件廃止決定をしたのは、違法である。

(ウ) 不意の入院に必要な雑費について

これについても再弁明書によれば、処分庁は「請求人は述べていないから認めなかった」と主張するが、請求人は高齢であり（78才）、請求人の年齢からしても不意の入院がありうることは処分庁としても十分予測可能であり、当然社会常識の範囲内で判断できるものである。現に、請求人は、平成28年9月27日には脳梗塞の疑いで入院し、入院期間中に肺炎に罹患したことから退院が延期され、11月20日に退院していること（この入院のことは処分庁も確認済である）からしても、このような不意の入院ということは今後もいつでもありうるものである。

(エ) 生活保護の目的について

処分庁の「そもそも生活保護の目的はその最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することであり、漠然とした将来への出費に備えての蓄財すべての保有が無条件に認められるものではない」とすることは、理念的には特に争いはない。その上で、処分庁は「被保護世帯が保護費がいくらで、それを超える金額がいくらであるのか、被保護者本人からの聴き取りや世帯の状況を把握したうえで見極める必要があり、保有容認できるものを超えてなお相当額の残余があるのであれば、活用し得る資産として認定することとなる。」としているが、前記したとおり、本件も処分庁は、請求人は収入認定の要件や、どのような場合に保護廃止になる等の要件については全く知識がないのであるから、電化製品の買い替え、葬儀参加費用、不意の入院に必要な雑費など、請求人の生活状況等を把握したうえで見極める必要があるものであり、単に請求人が必要性を述べなかったという理由で、保護廃止処分にしたのは明らかに違法である。

(5) 審理員が、平成30年7月2日に受理した請求人の再々反論書には、次の趣旨の記載がある。

ア 請求人が預金した金額及び理由

請求人が預金した金額及び理由については、前記(1)イにおいて詳述しているとおりであるが、請求人は、年金の支給日である偶数月に、3万円から5万円（1ヶ月あたり1万5000円から2万5000円）を将来の耐久消費財の購入等を考え、生活費をギリギリまで切り詰め、節約に節約を重ねながら、平成24年6月からA銀行に預金してきたも

のである（平成28年12月15日時点で、金131万8631円の預金額）。

イ「本件廃止決定通知書の記載」の不備について

(ア) 再弁明書等によれば、処分庁は「平成29年1月16日の請求人と処分庁の担当者との面接時に、請求人が述べる家電の買い替え費用50万円を保有容認したとしても、使用目的のない預貯金が80万円以上残り、おおむね6か月を超えて保護を要しない状態が維持できる金額であるため、保護廃止となる見込みであることを説明し、請求人から理解を得ている。」と主張する。しかしながら、平成29年1月16日の請求人と処分庁のやりとりについて、請求人は次のように述べている「ここまでの説明を聞いてもなお、自分が貯蓄したものが、こうなる（保護の廃止要件となる）のが理解できない。努力を斟酌することはないのか、との弁。それであれば、このように預金口座に見える形で貯蓄せず、たんに預金したほうが良いということがよくわかったという。」（後述2 処分庁の主張（3）キ）。これをみても請求人は、全く納得していないのは一目瞭然である。

(イ) 処分庁は、請求人に対し、上記のような具体的な金額を面接時に口頭で説明したと主張するが、請求人はこのような金額の説明を全く受けていない。請求人は、審査請求をはじめ収入認定をしなかった金額が50万円であることを認識したものである。仮に受けていたとしても、請求人が、平成29年7月27日付反論書で主張したように、本件廃止決定の理由書には、収入認定をしなかった金額（50万円）を明確にするべきであり、明確にししないと具体的にどのような内容の廃止決定がなされたのか、請求人には不明となり、審査請求をするかどうかや審査請求の内容をどうするか判断も出来ない。

このように、収入を認定しなかった金額を、請求人は口頭で説明は受けていないが、仮に受けたとしても、本件廃止決定書の理由部分に明確に記載しなかったのは、口頭で説明した、口頭での説明は受けていないなど、争いのもとになることからして、明確性の原則に反し、理由に不備があり、違法である。

ウ「本件廃止決定の正当性」に対する反論

(ア) 家電製品の買い替え

再弁明書によれば、「請求人は、『家電製品の買い替えには50万円程度必要』と述べた」とあるが、前記したように、請求人はそのような具体的な金額は述べていない。請求人は「家電製品のほとんどが10年以上経っているので、買い替えが必要である」とだけ述べているにすぎない。

処分庁は「要するに、本人が買い替えの具体的な金額を言わなかったので、購入額を考慮することは不可能である。」（後述2 処分庁の主張（2）イ（ア））と主張しているが、口頭意見陳述聴取結果（以下、「聴取結果」という。）によれば、請求人が具体的な買い替え金額を述べていれば、その金額が合理的な金額であれば、収入の認定をしないこともありうるとしている。仮に請求人が、「当面必要なものだけを購入予定」と述べたとしても、保護廃止という極めて請求人に不利益な処分を科す以上、請求人が78歳という高齢のことを考えれば、処分庁は今後必要なものは何かということを請求人に確認することは、極

めて容易に出来るものである。現に家電製品の購入費用は約65万円になっている。場合によっては処分庁は請求人の自宅に赴いて、今後購入すべき必要な耐久消費財はないか等を確認することも十分可能である。請求人の代理人である小職も請求人の自宅に赴いて、今後購入すべき必要な耐久消費財を確認しているものである。処分庁は「被保護世帯が保護費の累積によって、多額の預貯金を保有していることが判明すれば、保有容認すべき金額がいくらで、それを超える金額がいくらであるのか、被保護者本人からの聴き取りや世帯の状況を把握したうえで見極める必要があり」（後述2 処分庁の主張（2）イ（エ））としているが、そのこと（被保護者本人からの聴き取りや世帯の状況を把握したうえで見極めること）を処分庁は全くしていないのである。形式的に請求人に家電製品の必要なものを確認して、それだけで言わば強引に必要な購入金額を一方的に処分庁が認定することは、保護廃止処分という最も不利益処分をする以上極めて問題である。

（イ）葬儀参加費用について

請求人には妹2人（76歳と74歳）がいるが、万一、妹が死亡した際の葬儀参加費用はいつそのようなことになるのか予測不可能である以上、それなりの交通費や儀礼の範囲内の香典等を預金しておく必要がある。再弁明書によれば、「葬儀参加費用については、請求人が述べなかったから」（後述2 処分庁の主張（2）イ（イ））と主張しているが、聴取結果の際には、「その主張を請求人が述べていけば、収入認定をしないこともありうる」としている。そうであれば、このような葬儀参加費用については処分庁として、請求人に対して家族構成や年齢などを確認するなどして、容易に葬儀費用等について、聞き取りが可能なことからして聞き取りをすべきであった。このような聞き取りもせずに安易に生活保護廃止処分をしたのは、違法である。処分庁も前記のとおり、繰り返すが次のとおり述べているのである。

「被保護世帯が保護費の累積によって、多額の預貯金を保有していることが判明すれば、保有容認すべき金額がいくらで、それを超える金額がいくらであるのか、被保護者本人からの聴き取りや世帯の状況を把握したうえで見極める必要がある」（後述2 処分庁の主張（2）イ（エ））

処分庁は、本件では被保護者本人からの聴き取りや、世帯の状況を把握した上で見極める作業を全くしていなかったのである。

（ウ）不意の入院に必要な雑費について

これについても再弁明書によれば、処分庁は「請求人は述べていないから認めなかった」と主張するが、請求人は高齢であり（78才）、請求人の年齢からしても不意の入院がありうることは処分庁としても十分予測可能であり、当然社会常識の範囲内で判断できるものである。現に、請求人は、平成28年9月27日には脳梗塞の疑いで入院し、入院期間中に肺炎に罹患したことから退院が延期され、11月20日に退院していること（この入院のことは処分庁も確認済である）からしても、このような不意の入院ということは今後もいつでもありうるものである。

（エ）預金0からの出発の理不尽・不合理性

家電製品なども突然故障したりして、修理せざるを得ないことは当然ありうるし、葬儀

参加費用、葬儀費用（儀礼的な範囲の葬儀費用）や不意の入院費用の雑費などについて、これら不意の出費については、一定程度の預金が必要であったにもかかわらず、本件廃止決定をされたことによって預金は0となる。保護開始認定後、また改めて上記のような費用をあらかじめ預金していかなければならないが、これでは上記のような費用が保護開始後、突然必要になった時には間に合わないことも十分あり得ることであり（家電製品が突然故障した時や、妹らの突然の死による葬儀参加費用等その費用を用意出来ないこと）、本件廃止決定の違法性の最大の問題点はこの点にあり、このことの具体的かつ慎重な審査を抜きに本件審査請求を判断することは出来ない。

（オ）請求人に対する聴取時間やその内容

ケース記録票によると、請求人の聴取は、10時40分から15時35分となっているが、ケース記録票の内容を見ると、「預金を貯めすぎということ」と「家電製品がいくらかかるということ」を聴取しているだけであり、このような内容であれば、仮に時間が前記のとおりであったとしても、内容的にはせいぜい30分から45分程度で済む内容である。

ところが、聴取結果によれば、審理員の質問をみると、審理員は先に結論ありきのような質問を繰り返している。

- ①「審理員 平成29年1月16日もかなり長時間にわたっていろいろな話をされて、廃止になるかもしれない、これだけ貯まっていたら、やはりちょっと目的ある貯蓄でないのだめだよということをやり取りされたということではよいか。」という質問にいたっては、審理員が行なった質問は、審理員の内心の意思は分からないが、請求人からみて、処分庁に有利に判断しようとした誘導質問そのものと批判されても仕方ないものである。
- ②「それだけお金が貯まっているということは、目的のある貯蓄だから、基本的にはすぐにお答えをさせていただけるものであろうと。ただ、例えば仮に50万円の内容が、あまりにも我々が感じる金額と異なるような場合は、拳証資料を準備してもらうことがあるということではよいか。」も全く同様な質問である。

（カ）生活保護の目的について

処分庁の「そもそも生活保護の目的はその最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することであり、漠然とした将来への出費に備えての蓄財すべての保有が無条件に認められるものではない」とすることは、理念的には特に争いはない。その上で、処分庁は「被保護世帯が保護費がいくらで、それを超える金額がいくらであるのか、被保護者本人からの聴き取りや世帯の状況を把握したうえで見極める必要があり、保有容認できるものを超えてなお相当額の残余があるのであれば、活用し得る資産として認定することとなる。」としているが、前記したとおり、本件も処分庁は、請求人は収入認定の要件や、どのような場合に保護廃止になる等の要件については全く知識がないのであるから、家電製品の買い替え、葬儀参加費用、不意の入院に必要な雑費など、請求人の生活状況等を把握したうえで見極める必要があるのであり、単に請求人が必要性を述べなかったという理由で、家電製品の買い替え費用のみを50万円と一方的に認定して、家電製品の突然の故障の修理費用、葬儀参加費用、不意の入院等の雑費等の費用を全く考慮することなく、保護廃止処分にしたのは明らかに違法である。

2 処分庁の主張

(1) 審理員が平成29年5月22日に受理した処分庁の弁明書には、以下の記載がある。

ア 事実経過

(ア) 平成24年5月8日

請求人の保護を開始。申請の際、請求人より「A銀行」、「C銀行」、「D銀行」の口座の記載がある資産申告書を処分庁に提出。

(イ) 平成28年7月22日

請求人より平成28年度の資産申告書受理。「D銀行E支店」の口座のみ記載。

(ウ) 平成28年10月20日

処分庁より請求人名義のA銀行及びC銀行あて法第29条に基づく調査照会を送付。

(エ) 平成28年11月21日

C銀行より調査照会の回答があり、同年8月31日現在の請求人名義の口座の残高が16,007円であることが判明。

(オ) 平成29年1月6日

A銀行より調査照会の回答があり、平成28年12月26日現在の請求人名義の口座の残高が1,318,631円であることが判明。

(カ) 平成29年1月16日

処分庁に請求人が来庁。資産申告の際、すべての口座を申告しなかった理由を問うとC銀行については口座残高が僅少のため、A銀行については自分が苦勞して貯めた金でなぜ明らかにしなければならないのか理由が分からないためとの申述、A銀行の残額については全て年金の一部を貯蓄したものと説明があり、貯蓄の用途については家電の買い替えや漠然とした将来への不安への対応のためと申述。家電を買い替えた場合の費用については、50万円程度を見込んでいますと申述。請求人は月額約8万円の年金を受給しており、最低生活の維持のためには年金以外に月額約4万円が必要であると見込まれるため、家電の買い替えに50万円かかったとしても80万円以上残り6か月以上の最低生活の維持が可能となるため、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。)の第3の18及び第10の12により保護の廃止を検討することになると説明。またこれは、貯蓄をしたことを罰する目的で保護の廃止を検討するものではないと理解を求めた。

保護の廃止については、平成29年2月1日以降の決定となる旨説明。保護廃止後の国民健康保険の加入についても説明。

(キ) 平成29年1月17日

本案件についてケース診断会議を開催した。保護費のやりくりによって生じた預貯金を収入認定し、法第26条による保護の廃止処分を以下のとおり検討。平成28年度の資産申告書について精査したところ、未申告の通帳から1,318,631円の貯蓄があることが発覚。全て収入認定済みの年金の一部を貯蓄したものであり、その用途については家電の買い替えのための50万円及び、それ以外は老後の蓄えとの説明。家電の買い替えのための50万円を除く818,631円については具体的な目的はなく、また、請求人は月額約8万円の年金を受給しており、最低生活の維持のため年金以外に月額約4万円が必要であると見込んでも6か月以上の最低生活の維持できると認められるため、課長通知第3の18及び第10の12により818,631円について収入充当を行い、保護の廃止を行うことについて検討。結果、1,318,631円のうち家電の買い替えのための50万円を除く818,631円を平成29年2月1日付けで収入認定を行い、同日付で生活保護を廃止することとした。

(ク) 平成29年1月26日

請求人が処分庁に来庁。目のかゆみを訴え、眼科受診したいとして、1月、2月の医療扶助の申請をしたいとの申し出。1月分のみに対応となると説明し、医療券を交付。国民健康保険の加入申請の進捗について問うも、まだ予約登録をしていないとの申述。本日手続きを行うよう伝えるも今日も手続きはしないとの応答。

(ケ) 平成29年2月1日

請求人名義の口座にある累積金1,318,631円のうち818,631円をケース診断会議に基づき収入認定の対象と判断し、本件廃止決定した。

(コ) 平成29年2月13日

請求人が処分庁に来庁。本件廃止決定通知が届かないとの申し出。再発行し、請求人へ交付した。

国民健康保険への加入手続きを行うよう助言した。

(サ) 平成29年2月17日

請求人及び請求人代理人弁護士来庁。

請求人から同年1月31日までの保護期間であるのに1月末の保護費が入っていないのはおかしいとの指摘があったが、1月末に入金予定の保護費は2月分の保護費であり、1月分の保護費は平成28年12月22日の振込になっていると返答した。

生活保護の廃止については、今回、資産申告書に記載のない口座から累積金があることが発覚し、最低生活が6か月以上維持できる金額であるため、生活保護の廃止について決定したことを説明した。

イ 本件廃止決定の正当性

請求人が平成28年度の資産申告書の提出時にすべての本人名義の銀行預金を申告せず、処分庁の調査照会により1,318,631円の累積金があることが判明。請求人にその用途を問うも老後の蓄えとの説明で具体的な用途はなく、家電製品の買い替え費用として請求

人からの申告に基づき50万円を保有容認したとしても818,631円が残り、最低生活の維持のために活用すべき資産とみなさざるを得ず、月額約8万円の年金を受給している請求人が、最低生活の維持のため年金以外に月額約4万円が必要であると見込んでも6か月以上の最低生活は維持できるため、課長通知第3の18及び第10の12により生活保護を廃止することが妥当である。以上のとおり、本件廃止決定には何ら違法性は認められないため、本件審査請求は理由なしとして棄却されるべきである。

(2) 審理員が平成29年1月24日に受理した処分庁の再弁明書には、以下の記載がある。

ア 本件廃止決定通知書の記載について

平成29年1月16日の請求人と処分庁の担当者との面接時に、請求人が述べる家電の買い替え費用50万円を保有容認したとしても、使用目的のない預貯金が80万円以上残り、おおむね6か月を超えて保護を要しない状態が継続できる金額であるため、保護廃止となる見込みであることを説明し、請求人から理解を得ている。

このような口頭での説明を経たうえで、平成29年2月1日付で本件廃止決定通知書を発行しており、理由欄に記載された内容は法的理由を含み、請求者が容易に理解できるよう必要かつ十分な内容であると判断している。

イ 本件廃止決定の正当性

(ア) 平成29年1月16日に処分庁の担当者が請求人と面接した際、請求人は掃除機の吸い込み機能が悪くなってきており、買い替えすると6万円ぐらいのものを買うつもりである、またエアコンも買いたいが約20万円程度費用がかかると発言している。

また処分庁の担当者が、必要な家電すべてを請求人が思うように買い換えた場合、その費用はどの程度になるかと問うたとき、エアコン、掃除機、洗濯機、冷蔵庫、テレビのすべてを買い換えて50万円程度がかかると請求人は申し出ている。その発言を考慮し、ケース診断会議で検討した結果、保有容認額は50万円と決定している。

反論書によれば、先の面接時に買い替えを予定しているとして提示のあったエアコン、掃除機、洗濯機、冷蔵庫、テレビを、保護廃止後に請求人が実際に買い替えしているが、購入額は合計で計387,400円となっており、50万円という保有容認額が不適切なものではなく、十分に余裕をもった金額であるということが立証されていると言える。

また反論書ではその他に買い替えたものとしてポット、炊飯器、ビデオ、電子レンジ、ベッドが列記され、買い替えを予定しているものとして、加湿器、扇風機、ホットカーベット、コーヒーメーカー、マッサージ器が挙げられているが、平成29年1月16日の面接時にも、平成29年1月26日に請求人が医療券の申請のため処分庁を訪れた時にも、それら物品の買い替えについて言及はなく、処分庁が保有容認額を検討する際にその購入額を考慮に入れることは不可能である。

(イ) また前記1 請求人の主張(3)ウ(ア)に述べられている妹2人がもし亡くなった場合の葬儀参加費用に充てるための費用の保有容認について、先に述べたとおり請求人と処分庁の担当者が面接した時には、そのような目的のための預貯金であるとの発言はなく、処分庁が保有容認額を検討するときそのような目的を予測することは不可能である。その

他審査請求書および、反論書で請求人が主張する、不意の入院に必要な雑費10～20万円、将来の介護施設入所のために必要な経費30～100万円、その他の出費についても、請求人からの聴き取り時に具体的な申し出は全くなく、処分庁としては保有容認額として考慮のしようがないと言える。

(ウ) さらに前記1 請求人の主張(3)ウ(イ)で請求人が主張する葬儀費用約30～40万円であるが、たとえ妹が請求人の葬儀を請求人の預貯金をもって執り行うことを了承し保有容認したとしても、先の家電買い替えのための保有容認額50万円に葬儀費用40万円を加算して、A銀行の平成28年12月15日付預金残高131万8,631円から保有容認額90万円を差し引いたとしても41万8,631円が残り、請求人の保護廃止時の要否判定に用いた最低生活費および医療費の合計が127,640円であるから、年金収入78,461円(介護保険料特徴後の金額)に41万8,631円を6か月で除した金額69,771円を加えた148,232円を収入額と考えれば、6か月以上保護を要しないこととなる。よって葬儀費用を保有容認したとしても、保護廃止となることに変わりはないということが言える。

(エ) そもそも生活保護の目的はその最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することであり、漠然とした将来への出費に備えての蓄財すべての保有が無条件に認められるものではない。被保護世帯が保護費の累積によって、多額の預貯金を保有していることが判明すれば、保有容認すべき金額がいくらで、それを超える金額がいくらであるのか、被保護者本人からの聴き取りや世帯の状況を把握したうえで見極める必要があり、保有容認できるものを超えてなお相当額の残余があるのであれば、活用し得る資産として認定することとなる。

本職は請求人に保護費のやりくりによって生じた預貯金が多額にあると判明したときに課長通知の間第3の18答に基づき、当該預貯金の使用目的を聴取し、その使用目的が生活保護の趣旨目的に反しないと認められるものについて保有容認を行い、それ以外の使用目的を聴取できなかった金額について収入認定を行ったところ要否判定において6か月以上保護を要しないと判断されたため、課長通知(第10の12)に基づいて平成29年2月1日付本件廃止決定をしたものである。

そのため本件廃止決定については法に則って適切に行われたものであり、審査請求書及び反論書における請求人の主張は認められないものである。

(3) 処分庁から提出のあった証拠書類には、以下の記載がある。

ア 処分庁が、平成24年5月8日付けで受理した資産申告書には、預貯金として、「A銀行、C銀行、D銀行」の記載がある。

イ 処分庁が、平成28年7月22日付けで受理した資産申告書には、預貯金として、「D銀行」の記載がある。

ウ 平成28年10月20日付けのケース記録には、「請求人より資産申告書を受理。これま

で把握していた口座について未申告の口座あり。A銀行、C銀行に取引履歴の請求を行う。」との記載がある。

エ 平成29年1月4日付けのA銀行からの文書照会に対する回答書には、「次のとおり貯金等の取引状況を回答（別添あり）します。」との記載があり、別添の通常貯金預払状況調書には、平成28年12月15日時点の残高として、1,318,631円の記載がある。

オ 平成29年1月16日付けのケース記録には、「本日を期限に呼び出しを行っていたところ、請求人来所。（中略）資産申告書では、すべての資産を明らかにしてもらう必要があり、請求人はこの申告において、未申告の口座を保有していることは明らかとなっている。年金の受給口座であるC銀行の口座を申告しなかった理由を質問。金額が僅少であるために申告が不要と考えたとのこと。次に、金額が僅少とはいえない、A銀行の口座を申告しなかった理由はなにか、と質問。すこし、間があり、自分で苦勞してためた金でなぜ明らかにしなければならないのか理由がわからない、と申述。」との記載がある。

カ 平成29年1月16日付けのケース記録には、請求人の貯蓄の用途について、「目的をもって貯めたというよりは、漠然とした将来への不安への対応と話す。具体的には何かと質問をしたところ、葬儀費用やもし家電が壊れたときのために置いてあるという、現在、掃除機の吸い込み能力が低くなってきているが、まだ吸わないわけではないので、我慢している。買い換えるとすると6万円ぐらいのものを買うつもり、とのこと。エアコンも買いたいのが20万円程度とのこと。」との記載がある。

キ 平成29年1月16日付けのケース記録には、保護の廃止について、「法は最低生活の保障と自立助長の援助を趣旨として制定され、現在請求人は、自立が可能である状態と推定される。法第26条において保護を要しなくなった場合は、速やかに保護の廃止を決定し、通知しなければならない、としている。ここで、自立が可能であるとされる金額であるが、法での給付を受けた金銭の用途としてふさわしいもののために貯蓄されたものを除いた貯蓄でもって、申告する必要があると説明。もって貯蓄したということ考慮にいれずに、当該貯蓄を、家財の購入費用として貯めたと解釈をここで改めたとして、その家賃を全て請求人の思うように買い換えた場合に、その費用はいかほどになるかと質問。エアコン、掃除機、洗濯機、冷蔵庫、テレビの全てを買い換えても50万円程度と請求人の申述。掃除機を6万円、エアコンを20万円と査定しており、これが最低生活を逸脱しているとまでは言わないが、相場よりも相当高額な見積もりであると指摘した上で、50万円かかったとしてもなお80万円以上残り、その金額は6ヶ月間の最低生活の維持が可能となる金額となる。葬祭費用については、生活扶助と住宅扶助の累積で貯蓄するべきものではなく、葬祭扶助として法が用意しているもの。貯蓄の用途として、適切であるとはいえないが、葬祭費用約30万円を捻出してもまだ最低生活の維持が可能と説明する。」との記載がある。

さらに請求人の主張として、「ここまでの説明を聞いてもなお、自分が貯蓄したものが、こうなる（保護の廃止要件となる）のが理解できない。努力を斟酌するということがな

いのか、との弁。それであれば、このように預金口座に見える形で貯蓄せず、たんに預金したほうが良いということがよくわかったという。」との記載がある。

ク 平成29年1月17日開催のケース診断会議の記録票には、「平成28年度の資産申告書について、精査を行ったところ、未申告の通帳から1,318,631円の貯蓄が発覚した。全て収入認定済みの年金の一部を貯蓄したものと説明があり、その用途を確認したところ、老後の備えとの説明があり、具体的な目的はなし。収入充当を行い、保護の廃止を行うことについて説明を行い、これの理解を得た。」との記載がある。また、会議の要点・内容及び結論として、「当該預貯金1,318,631円のうち818,631円を平成29年2月1日付けで収入認定行い、同日付で生活保護を廃止する。」との記載がある。

ケ 平成29年1月17日付け起案の保護要否判定書には、収入として、214,899円の記載があり、その内訳として「①年金収入【81,711-3,250】②累積金【1,318,631-保有容認500,000】6カ月で割り戻した金額」との記載がある。

コ 前記1請求人の主張の1の(2)と同一書類。

3 口頭意見陳述の実施

平成30年2月5日に実施した口頭意見陳述の概要は以下のとおりである。

(1) 預貯金の保有について

ア 請求人代理人から処分庁に対し、「請求人が1,318,631円の預金があったということだが、請求人は、年金からこつこつ毎月2万程度を、酒やたばこ・外食をやめて貯金してきた。このことについては、処分庁は聞いていたということによいか。また、貯蓄という形で目的をなしたことは称賛に価するということで、ケース記録表に、その趣旨のことが書かれているが、処分庁としては、そういう認識を持っていたということによいか。」と質問したところ、処分庁からは、「はい。」と回答した。

イ 請求人代理人から処分庁に対し、「生活保護受給者が預金した場合に、その都度、具体的な内容に従って判断をしていくということによいか。」と質問したところ、処分庁からは、「はい。」と回答した。

ウ 請求人代理人から処分庁に対し、「葬儀参加費用について、合理的な額の預金ということであれば、処分庁としては、収入認定をしないこともありうるのか。」と質問したところ、処分庁は、「その際に聞いた内容で、検討する。個々の状況に応じて判断することになる。」と回答した。

(2) 葬儀等参加費用について

ア 請求人代理人から処分庁に対し、「生活保護の受給者の人たちは法律知識もなくどういう場合に、収入認定されるか、収入認定されないかというふうなことも分からないと思う。そのような場合に、仮に、請求人が葬儀参加費用、実は妹二人がいて、もう高齢である、そして一人が遠いというような場合、具体的に言わないと、処分庁としては何ともしようがないという判断になるのか。」と質問したところ、処分庁は、「今回の聞き取りについては、ケース記録にもあるとおり、どういったことで貯蓄をされているかとの内容を聞き取った上で、どういうことに使うのかについて、十分話を聞いた。その際に請求人から申し出がなかったことについては判断できない。」と回答した。

イ 請求人代理人から処分庁に対し、「B県に住んでいる妹だと交通費なんかも含めて、葬式参加費用といったら5万円ぐらいかかると思う。そういう場合に、具体的に申し立てがあった場合は、そのような金額であれば認められる可能性はあるか。」と質問したところ、処分庁は、「検討の余地はあると思う。保護制度上は、例えば遠方の親族の方が葬儀されるということで、交通費がないのだったら、葬儀とかは本当に急な出費なので、いつあるか分からないので、請求人のように貯めている人もいれば、全然という人もいる。(中略)法でも保障されていることは一部あるので、それをわざわざ貯める必要はないが、これだけを預金してという詳細を聞いた上で、検討する。」と回答した。

ウ 請求人代理人から処分庁に対し、「請求人の葬式費を、これは請求人自身も言っているが、やはり妹たちに負担させたくない。少なくとも負担はさせたくないけどもなんとか家族葬でやりたい。でも請求人としては、妹たちもそれぞれぎりぎりの生活をしているというような話なので、負担させたくないという場合、そういうものも認められる余地はあるのか。」と質問したところ、処分庁は、「どうしても親族の方がお困りだったら、親族が葬儀を執り行うのであれば、その親族を管轄する役所で葬祭扶助について申請というのも一つ考える形である。自分でなんとかということであれば、詳細を聞いた上で、検討させていただく。」と回答した。

(3) 病院雑費、転居費用について

ア 請求人代理人から処分庁に対し、「もちろん入院費とかそういうのは生活保護から出ると思うが、不意の入院の雑費とかがどうしてもかかってしまう。現実に平成28年9月27日から同年11月2日、検査入院と肺炎ということで、請求人は入院しているけれども、やはりそのときも雑費がかかっている。具体的にどの程度の金額が妥当かということはあると思うが、そういう雑費を目的で預金することも、合理的な金額であれば可能か。」と質問したところ、処分庁は、「基本的には入院患者に対しては、入院患者日用品費があるし、医療費についてはすべて負担している。後、例えばおむつとか、そういった被服費は支給の対象となっているが、それ以外は、通常は入院患者日用品費で足りるものかと考えている。ただし、「どういった内容で、どんな入院で、こんな費用も別にかかる」ということであれば、話をお聞きした上で検討させていただく。」と回答した。

イ 請求人代理人から処分庁に対し、「介護施設の入所もありうるので、そういうときの雑費とか、施設によっては保証金等が必要になる場合はいかがか。」と質問したところ、処分庁は、「これも一応転居にかかる準備ということで、これだけ考えているという話があれば、それはもちろん検討させていただく。ただ、ご自身のお体が不自由で、例えば介護認定を受けて施設に入る際などには、別途、保護制度上の支給対象となる場合もあるので、その場合は、金額や内容など詳細をお聞きした上で検討させていただくことになる。ただこれもあれもということになって、かなり沢山の貯蓄をしないといけないような状況、百何十万も二百何十万となっていくと、これは市民感覚として、やはり問題があるので、その辺は詳細もよく聞いた上で慎重に考えていくことになる。」と回答した。

ウ 請求人代理人から処分庁に対し、「一般市民としても、やはり300万では議論があるところというのは十分理解している。そういう意味で、いろいろな予測できない出費、不意の出費というのはどうしてもあると思うが、それらが生活保護から合理的な金額が出るのであれば安心だが、出ない場合もありうるのであれば、不意の出費に3万かかった、5万かかったという場合、不意の出費なので最初から予測できないが、そういうためのものとしても、合理的な金額内であれば認められてもいいのかなと思うが、その辺りはいかがか。」と質問したところ、処分庁は、「もちろん全く認められないということではない。ただ、どんな場合に何がいくらかというのは、個々によって全然違うし、もちろん耐久消費財とかの購入等は絶対不可欠なものだとは思っているし、お年によっても全く違うであろうし、そこらはその時々に応じて、聞き取りをさせていただいて、検討させていただくことにしている。」と回答した。

(4) 認定の考え方について

ア 請求人代理人から処分庁に対し、「今回、弁明書を読ませていただいても、今お聞きしたような項目も請求人が主張しなかったから、耐久消費財は36万円ぐらいと言っており、そしてプラスアルファみたいで50万円認定されたという話である。そうすると請求人がきちんと申し立てをしたら、具体的な内容に従って合理的な範囲であれば、認められた余地はあったということか。」と質問したところ、処分庁は、「電化製品で50万円という申出を考慮して、収入認定しているが、それ以外に葬儀費用等がかかったとしても、残り6カ月以上の生活が望めるということである。検討させていただくにあたって、何も考慮しないということではなく、お話をお聞きした上で、判断したいと思っている。」と回答した。

イ 請求人代理から処分庁に対し、「結局購入した耐久消費財に65万円かかっている。項目や金額を見ても、これの不必要さというのはないと思うが、その点はいかがか。」と質問したところ、処分庁は、「これも、やはりこのご家庭に何が必要であるとか、処分庁としては、電化製品がこれはないといけないというのは個々によって違うと思うし、それはあくまで生活保護を受給した際に「少しずつ自分が必要なものは買い揃えていってくださいね」という費用が入った上でのものですと説明していることである。本当に何もいらないという方、「外食しかならないから、何もいらないのだ」という方もいるので、

個々によって異なるものである。」と回答した。

ウ 請求人代理人から処分庁に対し、「耐久消費財が1年ごとに壊れるということであれば、そんな沢山の金額を預金しておく必要はないだろうと思う。ただ、今回の請求人のように、一度に買い替えなければならないというような場合だと、ある程度の預金は認めていただく必要がある。今申し上げたように、「では、テレビは今年だ。エアコンは来年だ」と言ったら、それだけの金額の預金でいいと思うが、その辺りはどう考えるのか。」と質問したところ、処分庁は、「もちろん、こういう事情で、こういうふうにするから、総額これぐらいでという話でお聞きしていたら、それに基づいて検討させていただく。今回は弁明書やケース記録に書いてあるが、掃除機が壊れているのと、エアコンも買い替えたいというのが早急に考えておられるとのことだった。それ以外にも、すべて買い替えようと思うものを足していったら「どれぐらいですか」ということをお聞きすると、エアコン・テレビ・掃除機・洗濯機・冷蔵庫で、大体50万円ぐらいということだったので、それをもって判断させていただいた。再弁明書にも書いているが、平成29年1月16日にお聞きした、洗濯機・冷蔵庫・テレビ・掃除機・エアコンは、すべて揃えても38万円ぐらいで収まっている。」と回答した。

エ 請求人代理人から処分庁に対し、「生活保護受給者の預金について、反論書でも書かせてもらっているが、秋田地裁の平成5年1月23日の判決、石川県の知事裁決について、処分庁は、その趣旨としては間違っていないという理解でよいか。」と質問したところ、処分庁は、「この判例に対しては、その判例がいかなるものかというのは、あくまで裁判で出た答えであるので、先ほど申し上げた個々の事情によって考え方が違う。この判例がこうだから、そうしたらということではなくて、そのときに応じて、そのときの状況とか、その判断の内容に応じてさせていたくので、全く同じものではないと考えている。」と回答した。

オ 請求人代理人から処分庁に対し、「請求人はこういう物が必要だというのは概略しかなか言えなかったと思う。(中略)もう少し請求人の家庭環境なんかを含めて葬式参加費用とか、国内旅行とか、入院の雑費とか、そういうことについても、もうちょっと聞いていただけたらと思っているがどういうお考えか。」と質問したところ、処分庁は、「聞き取りを全くしてない、聞き取り不足があったという理解はしていないが、今後そういうお話もあるので、もう少しお話はお聞きできるかなと思う。ただ、最終的には、どういう目的でということはずお聞きしているので、今回審査請求されるに当たってお聞きになられたのは、どこまでどういってお話をされたかというのは私たちも存じ上げないが、処分庁としては聞いた上で、この額を判断したと考えている。」と回答した。

(5) 審理員の質問と請求人の回答

ア 審理員から処分庁に対し、「平成29年1月16日付けのケース記録について、10時40分から面談を開始し、終了は15時35分ということによいか。」と質問したところ、処分庁は、「ケース記録に書かれているとおりである。」と回答した。

イ 審理員から請求人代理人に対し、「保護費というのは貯蓄が目的ではなく、最低生活を維持するためのものであるなか、処分庁の聞き取りは、『これだけ貯まったら保護も廃止になる』ということも踏まえた上で行われたのか。請求人はどのような認識であったのか。」と質問したところ、請求人代理人は、「どこまで具体的に細かくやり取りしたかは、請求人自身、今となっては細かく思い出せない状況である。」と回答した。

ウ 審理員から「平成29年1月16日もかなり長時間にわたっていろいろな話をされて、廃止になるかもしれない、これだけ貯まっていたら、やはりちょっと目的ある貯蓄でないか」といふことをやり取りされたということによいか。」と質問したところ、処分庁は、「はい。保護費の説明から、年金があって、支給しているのはこれだけで、トータルでこれだけと。そのような説明からずっとしたと思う。」と回答した。

エ 審理員から処分庁に対し、「それだけお金が貯まっているということは、目的のある貯蓄だから、基本的にはすぐにお答えをさせていただけるものであろうと。ただ、例えば仮に50万円の内容が、あまりにも我々が感じる金額と異なるような場合は、挙証資料を準備してもらうことがあるということによいか。」と質問したところ、処分庁は、「かけ離れた金額を言われると、私どもも、どれがいくらぐらいするかという予備知識もないので、確認する。」と回答した。それに対し、請求人代理人は、「ただ、そこは請求人の立場と、弁明書などにもあるように、「請求人が言ってなかったから」という話であるが、今は、こういう審査請求があったので、処分庁は丁寧にお答えになっているのではないかなという印象がある。こちらとしては、再反論書のほうに記載したとおり、もし請求人が言ってなかったとしても、他にどういう目的で貯蓄されたとか、容易に聞き取ってできるものなので、そういうことをされてご判断をさせていただければよかった事案ではないかと思っている。」と発言した。

理 由

1 本件に係る法令等の規定について

(1) 法第4条は、生活保護制度における基本原理の一つである「保護の補足性」について規定しているが、その第1項において、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第5条により、「この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。

(2) 法第26条は、保護の停止及び廃止について、保護の実施機関は、「被保護者が保護を必要としなくなったときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならない。」と定めている。

(3) 課長通知第3の問18は、保護費のやり繰りによって生じた預貯金等がある場合の取り

扱いについて、「当該預貯金等が既に支給された保護費のやり繰りによって生じたものと判断されるときは、当該預貯金等の使用目的を聴取し、その使用目的が生活保護の趣旨目的に反しないと認められる場合については、活用すべき資産には当たらないものとして、保有を容認して差しつかえない。なお、この場合、当該預貯金等があたりられる経費については、保護費の支給又は就労に伴う必要経費控除の必要がないものであること。また、被保護者の生活状況等について確認し、必要に応じて生活の維持向上の観点から当該預貯金等の計画的な支出について助言指導を行うこと。さらに、保有の認められない物品の購入など使用目的が生活保護の趣旨目的に反すると認められる場合には、最低生活の維持のために活用すべき資産とみなさざるを得ない旨を被保護者に説明した上で、状況に応じて収入認定や要否判定の上で保護の停止又は廃止を行うこと。」と定めている。

(4) 課長通知の第10の問12は、保護の廃止を行う場合の取扱いの基準について、保護を廃止する場合は、「当該世帯における収入の臨時的な増加、最低生活費の臨時的な減少等により、以後おおむね6か月を超えて保護を要しない状態を継続すると認められるとき。」と定めている。

2 審理員意見書及び大阪府行政不服審査会第3部会答申書（以下「答申書」という。）の要旨について

(1) 審理員意見書の要旨

ア 結論

本件審査請求は棄却されるべきである。

イ 理由の要旨

(ア) 請求人の預貯金について

請求人は、将来の臨時的な出費に備え、生活費をギリギリまで切り詰め、節約に節約を重ねてA銀行に預金をしてきた結果、保護開始から5年足らずで130万円を超える貯蓄をなしたものであり、請求人のこの間の苦労については、処分庁も認めているところである。

(イ) 保護費のやり繰りによって生じた預貯金等の取扱いについて

秋田地方裁判所平成5年4月23日判決は、「生活保護費のみ、あるいは、生活収入認定された収入と生活保護費のみが源資となった預貯金については、預貯金の目的が、健康で文化的な最低限度の生活の保障、自立更生という生活保護費の支給の目的ないし趣旨に反するようなものでないと認められ、かつ、国民一般感情からして保有させることに違和感を覚える程度の高額な預貯金でない限りは、これを、収入認定せず、被保護者に保有させることが相当」とし、「源資の性格からして目的がそこまで具体的でなくとも、法の目的ないし趣旨に反しないものであれば、これを保有させるべきである。」と判示している。

処分庁は、請求人の預貯金が保護費のやり繰りによって生じたものと認められるため、前記理由1(3)のとおり、平成29年1月16日に請求人から使用目的を聴取したところ、貯蓄の目的は、葬儀費用や家電製品の買い替え費用など漠然とした将来の不安への対応とのことであり、具体的な目的及び目標の貯蓄金額等を定めたものではないと推認されたため、請求人から必要と思われる事項について聴取し、保有を容認できる金額を超えた預貯金について、活用し得る資産とみなし要否判定を行った結果、以後おおむね6か月を超えて保護を要しない状態が継続すると判断し、前記理由1(4)に照らし、本件廃止決定を行ったことが認められる。

(ウ) まとめ

請求人は、平成29年1月16日に聴取した内容のみでなく、請求人の生活状況等を把握したうえで判断していれば、異なる判断もあり得たと主張しているが、請求人に対する保護費の毎月の支給額に比して請求人の貯蓄額が多額であることも踏まえ、処分庁が行った本件廃止決定の判断過程において違法又は不当な点があるとまではいえない。

(エ) 理由付記について

請求人は、本件廃止決定の理由書において保有が認められる金額について明確に記載しなかったのは、明確性の原理に反し、理由に不備があり、違法であると主張している。当該金額の記載がなかったことのみをもって理由提示の要件を欠き違法であるとまではいえないものの、処分の名宛人に対し伝えておくべき内容等については、可能な限り具体的かつ詳細に記載するよう心掛けるよう付言する。

(2) 答申書の要旨

ア 結論

本件審査請求は認容すべきである。

イ 理由の要旨

(ア) 預貯金の保有が容認されるか否かの検討については、まず、最高裁判所平成16年3月16日判決(民集58巻3号647頁。学資保険訴訟上告審判決)が参照されなければならない。すなわち、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により要保護者の需要を測定し、これを基として行われる(法第8条第1項)のであり、生活扶助は、原則として金銭給付により(法第31条第1項)、1月分以内を限度として前渡しの方法により行われ(同条第2項)、居宅において生活扶助を行う場合の保護金品は、世帯単位に計算し、世帯主又はこれに準ずる者に対して交付するものとされている(同条第3項)。このようにして給付される保護金品並びに被保護者の金銭及び物品(以下「保護金品等」という。)を要保護者の需要に完全に合致させることは、事柄の性質上困難であり、法は、世帯主等に当該世帯の家計の合理的な運営をゆだねているものと解するのが相当である。そうすると、被保護者が保護金品等によって生活していく中で、支出の節約の努力(法第60条参照)等によって貯蓄等に回すことの可能な金員が生ずることも考えられないでは

なく、法も、保護金品等を一定の期間内に使い切ることまでは要求していないものというべきである。法第4条第1項、第8条第1項の各規定も、要保護者の保有するすべての資産等を最低限度の生活のために使い切った上でなければ保護が許されないとするものではない。このように考えると、法の趣旨目的にかなった目的と態様で保護金品等を原資としてされた貯蓄等は、収入認定の対象とすべき資産には当たらないというべきである」。

このように、同判決は、法の趣旨目的にかなった目的と態様で保護金品等（給付される保護金品並びに被保護者の金銭及び物品）を原資としてされた貯蓄等は、収入認定の対象とすべき資産には当たらないと判示している（ちなみに、この事案で保有の容認の可否が争点となった貯蓄等は45万円弱であった）。

(イ) また、課長通知の第3の問18は、同判決の趣旨に沿って、生活保護の受給中、既に支給された保護費のやり繰りによって生じた預貯金等がある場合の取扱いを定めている。これによれば、「被保護者に、預貯金等がある場合については、まず、当該預貯金等が保護開始時に保有していたものではないこと、不正な手段（収入の未申告等）により蓄えられたものではないことを確認すること。当該預貯金等が既に支給された保護費のやり繰りによって生じたものと判断されるときは、当該預貯金等の使用目的を聴取し、その使用目的が生活保護の趣旨目的に反しないと認められる場合については、活用すべき資産には当たらないものとして、保有を容認して差しつかえない。」と定められている。

ここでは、使用目的が具体的に特定されていることを前提としているようにもみえるが、この点に関して、秋田地方裁判所平成5年4月23日判決（行集44巻4・5号325頁）の次の判示部分が参照される。すなわち、「生活保護費のみ、あるいは、収入認定された収入と生活保護費のみが源資となった預貯金については、預貯金の目的が、健康で文化的な最低限度の生活の保障、自立更生という生活保護費の支給の目的ないし趣旨に反するようなものでないと認められ、かつ、国民一般の感情からして保有させることに違和感を覚える程度の高額な預貯金でない限りは、これを、収入認定せず、被保護者に保有させることが相当で、このような預貯金は法4条、8条でいう活用すべき資産、金銭等には該当しないというべきである。なお、被告は、具体的な耐久消費財の購入等預貯金の目的が相当具体的で、かつ、それが法の趣旨に反しない預貯金である場合以外は保有は許されず、将来の不時の出費に備えるという程度では足りないと主張するが、生活保護費と収入認定を受けた収入で形成された預貯金については、前記のような源資の性格からして目的がそこまで具体的でなくとも、法の目的ないし趣旨に反しないものであれば、これを保有させるべきである」。つまり、これによれば、最低生活費を原資とする預貯金は、その使用目的が具体的でなくとも、法の目的ないし趣旨に反しないものであれば、その保有が容認され得るのである（この事案で保有容認の可否が争点となった預貯金の額は81万円余であった）。

そして、この判示は、預貯金の「使用目的が法の目的ないし趣旨に反しないものと認められる」場合に保有を認める点で、前記最高裁判決と同趣旨である。

(ウ) 課長通知問第3の問18の答の取扱いは、上記（ア）及び（イ）で参照した判例等の趣旨を具現化した内容として合理性を有するものと認められ、本件について、処分庁は、

課長通知第3の間18の答の取扱いにより対応することとなる。

(エ) まず、請求人の平成28年12月15日時点の預貯金口座の残高である1,318,631円は、平成24年5月8日の保護開始後に蓄積されており、不正な手段により蓄えられたものでないこと、及び年金と保護費から成る月々の最低生活費からやり繰りして生じたものであることは、処分庁も認めるところである。

(オ) そうすると次に、処分庁は、預貯金の使用目的を聴取し、その使用目的が保護の趣旨目的に反しないものかどうか検討し、反しないと認められる場合にあっては、活用すべき資産に当たらないものとして保有を容認することができるが、その判断の過程において、処分庁は、請求人の生活状況等について確認し、必要に応じて生活の維持向上の観点から預貯金等の計画的な支出について助言又は指導することが求められる。

(カ) そこで本件の事実を具体的にみると、請求人に預貯金の使用目的等について聴取して請求人の生活状況等を確認したのは、平成29年1月16日の1回のみであり、同日には預貯金のうち50万円を家電製品の買い換えに充てても残りの80万円余の額で6ヶ月の最低生活の維持が可能であると認め、そして翌日にはケース診断会議で保護を廃止するという結論に至っている。

処分庁は、審理員による審理手続で実施された口頭意見陳述で、「今回の聴き取りについては、ケース記録にもあるとおり、どういったことで貯蓄をされているかとの内容を聞き取った上で、どういうことに使うのかについて、十分話を聞いた。その際に請求人から申し出がなかったことについては判断できない。」と述べる。しかし、処分庁の説明等の内容は、最低生活費を原資とした預貯金の取り扱いについて特段の知識を持たない請求人が、預貯金を家電製品の買い替え以外に支出できる余地はないものと考え、具体的な使用目的を申し出ることができなかつたとしても無理はないものと言わざるを得ない。

そうすると、預貯金の使用目的等を聴取するにあたって請求人に対して行った処分庁の説明等の内容は十分であるとはいえず、また、家庭訪問をするなどして請求人の生活状況等について確認し、生活の維持向上の観点から当該預貯金等の計画的な支出についての助言指導を行ったと認めることができず、この点で、本件における処分庁の取扱いは課長通知第3の間18の答の上記趣旨に合致したものということができない。

加えて、請求人の預貯金は、これが最低限度の生活を下回る生活をするにより蓄えられたものであると認められることからすると、本来であれば、請求人の当時の生活を最低限度の生活水準にまで回復させるために使用されるべきものであり、また、最低生活費を原資とする預貯金はその使用目的が具体的でなくても法の目的ないし趣旨に反しないものは保有が容認されるところ、処分庁はこの点を十分に考慮せず、むしろ預貯金額が高額であること、資産申告においてA銀行口座の残高を記載しなかつたこと等を重視して、保護の廃止を念頭に置いた形式的な聴取を行ったのではないかという疑いも残る。

(キ) 本件審査請求において請求人は、預貯金の使用目的は、耐久消費財の購入のほかに、

遠方の妹の葬儀があった時の参列費用、不意の入院に必要な雑費、介護施設入所のための雑費・経費等であると主張している。このような目的での預貯金は、保護の趣旨目的に反すると断定することはできず、高齢である請求人の事情に鑑みて、処分庁によって十分な調査、検討がなされていれば保有が認められる可能性があったと考えられる。

(ク) 以上より、処分庁は、請求人の預貯金の保有に係る判断の過程において必要とされる説明、請求人の生活状況等の確認、預貯金の支出についての助言・指導を行っていない点で、本件廃止決定は少なくとも不当であるから、行政手続法第14条違反など請求人の主張するその余の点について判断するまでもなく、取り消されるべきである。よって、本件審査請求は、認容されるべきである。

3 本件廃止決定について

(1) 請求人の預貯金について

請求人は、将来の臨時的な出費に備え、生活費をギリギリまで切り詰め、節約に節約を重ねてA銀行に預金をしてきた結果、保護開始から5年足らずで130万円を超える貯蓄をなしたものであり、請求人のこの間の苦勞については、処分庁も認めているところである。

(2) 保護費のやり繰りによって生じた預貯金等の取扱いについて

秋田地方裁判所平成5年4月23日判決は、「生活保護費のみ、あるいは、生活収入認定された収入と生活保護費のみが源資となった預貯金については、預貯金の目的が、健康で文化的な最低限度の生活の保障、自立更生という生活保護費の支給の目的ないし趣旨に反するようなものでないと認められ、かつ、国民一般感情からして保有させることに違和感を覚える程度の高額な預貯金でない限りは、これを、収入認定せず、被保護者に保有させることが相当」とし、「源資の性格からして目的がそこまで具体的でなくとも、法の目的ないし趣旨に反しないものであれば、これを保有させるべきである。」と判示している。

処分庁は、請求人の預貯金が保護費のやり繰りによって生じたものと認められるため、前記理由1(3)のとおり、平成29年1月16日に請求人から使用目的を聴取したところ、貯蓄の目的は、葬儀費用や家電製品の買い替え費用など漠然とした将来の不安への対応とのことであり、具体的な目的及び目標の貯蓄金額等を定めたものではないと判断し、保有を容認できる金額を超えた預貯金について、活用し得る資産とみなし要否判定を行った結果、以後おおむね6か月を超えて保護を要しない状態が継続すると判断し、前記理由1(4)に照らし、本件廃止決定を行ったことが認められる。

(3) 請求人の預貯金等の保有に係る判断過程について

処分庁は、平成29年1月16日の聴取において、貯蓄の目的について十分聞き取りを行い、その際に請求人から申し出がなかったことについては判断できないと主張する。

しかしながら、最低生活費を源資とする預貯金等については、その使用目的が具体的でなくとも、法の目的ないし趣旨に反しないものでない限りは保有を容認され得るものとして、前記理由1(3)のとおり取扱いが示されているところ、預貯金等の使用目的等を聴

取するにあたって、特段の知識を持たない請求人に対して行った処分庁の説明等の内容は十分であるとはいえず、また、生活状況等について確認し、当該預貯金等の計画的な支出についての助言指導を行ったと認めることができない。

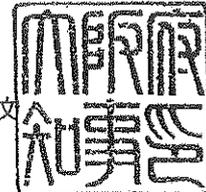
したがって、本件廃止決定における処分庁の取扱いは、前記理由1(3)に合致したものであるということができず、その判断過程に違法又は不当な点が認められることから、取消しを免れない。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成31年4月15日

審査庁 大阪府知事 吉村 洋文



教 示

- 1 この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1箇月以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。
- 2 この裁決については、上記1の再審査請求のほか、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。
また、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪府を被告として(訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。)、裁決の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求められません。
- 3 ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、再審査請求をすること又は処分の取消しの訴え若しくは裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記1又は2の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても再審査請求をすること又は処分の取消しの訴え若しくは裁決の取消しの訴えを提起することが認めら

れる場合があります。

